

特別管理産業廃棄物処理計画書 2024年 04月 08日  静岡県知事殿  提出者 住 所 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科138-2 氏 名 医療法人社団健育会西伊豆健育会病院 理事長 竹川節男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0558 - 52 - 2366  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。			
事業場の名称	医療法人社団健育会 西伊豆健育会病院		
事業場の所在地	静岡県	賀茂郡	西伊豆町仁科138-2
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	医療業		
② 事業の規模	69床		
③ 従業員数	151		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【収集運搬】 (感染性廃棄物) 午前・午後各2回ずつ施設管理職員が各病棟の回収を行う ※業者収集運搬は日・祝日休業。それ以外は毎日午前中、来院し回収 【処理手順】 1. 医療廃棄物は各病棟・処置室棟で蓋付の専用廃棄BOXにて収集し、現場管理責任者が管理する。 2. 施設管理職員は定刻に病棟へ収集に回り、医療廃棄物保管庫に運搬保管する。常時、保管庫の整理・施錠を行い、医療廃棄物は定期的に委託処理業者に引き渡す 3. 医療廃棄物については十分に注意し、自ら傷つける事は勿論の事、収集・運搬中についても内容物が飛散・流出する事のないようにする。作業にあたってはビニール手袋着用を義務とし、作業終了後には手指消毒を徹底する 4. 医療廃棄物より受賞した場合は直ちに取扱責任者に報告し、処置を受けるようにする 【処分】 感染性廃棄物 (収集運搬) ㈱栄協→(処分) (有)丸徳商事		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre>graph TD; A["管理責任者 院長 仲田和正"] --- B["事故防止委員会 感染対策チーム"]; A --- C["医療安全管理委員会 感染対策委員会"]; A --- D["運搬・保管責任者 施設管理"]; A --- E["事務部 事務部長"]; A --- F["リハ科 加藤"]; A --- G["検査科 久能浄"]; A --- H["放射線科 石川慈彦"]; A --- I["検査科 久能浄"]; A --- J["薬剤科 山本洋光"]; A --- K["看護部 大村啓子"]; A --- L["医局 仲田和正"]; E --- M["外来・透析 相馬葉子"]; F --- N["3F病棟 磯谷理沙"]; G --- O["2F病棟 藤井聡"];</pre>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	感染性廃棄物	52.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) ①病院内における産業廃棄物の管理体制の見直し ②産業廃棄物の適正な処理・分別の教育・呼びかけ ③おむつをはじめ医療消耗品等の選定の見直し	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	感染性廃棄物	49.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 現状のとおり継続	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・プラスチック容器→注射針・翼状針・針付点滴ルートアンプル・鋭利な物 ・段ボール箱→血液付着な物・ガーゼ・消毒綿・点滴ルート・ダイアライザー	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のとおり	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	感染性廃棄物	52.000	0.000	0.000	0.000	52.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	(これまでに実施した取組)					
①収集運搬業者を選定するときに確認している事項 ・当院との過去の契約実績の確認 ・許可証の内容の確認 ※許可の期限・許可品目・中間処理・最終処分先の許可の有無  ②産業廃棄物処理に係る費用の支払い方法 ・収集運搬業者に支払い						

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	感染性廃棄物	49.000	0.000	0.000	0.000	49.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつをはじめ医療消耗品の見直し</li> <li>・処理・分別の教育</li> <li>・感染性廃棄物の処分量の情報の共有。減量の告知等。</li> </ul>						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52.000 t				
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬業者をR6年度も引き続き(株)栄協に委託</li> <li>・電子マニフェストの活用(R4年導入済み)</li> </ul>					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。